船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件の一部改正案に関する意見募集の結果について

令和８年３月23日
国土交通省海事局

国土交通省では、令和８年１月 26 日から令和８年２月 25 日までの期間、船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件の一部改正案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、１件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙１のとおりまとめましたので公表いたします。

また、今回の募集意見の対象とならない事項に関する御意見についての回答は差し控えさせていただきますが、今後の職務の参考とさせていただきます。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に 御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．実施方法

①募集期間：令和８年１月26日（月）～令和８年２月25日（水）

②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び窓口配布

③意見提出方法：電子メール、FAX、郵送及び電子政府の総合窓口（e-Gov）

２．意見数

提出意見数１件

３．技術的修正について

「（別紙２）意見募集を実施した際の告示案からの変更点」をご参照ください。

４．お問い合わせ先

国土交通省海事局船員政策課　意見募集担当
電話番号　０３－５２５３－８１１１（内線４５－１５５、４５－１５３）

（別紙１）

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
過剰漁獲や気候変動の影響で資源枯渇が激しく離業・廃業の進む漁業者を、船舶船員として再教育できないものか。元々操船資格が有るのだから、全く別の陸上業種より馴染みはあると思うが。	いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。